

職業実践専門課程	職業実践力育成プログラム（BP）
<p>(1) 修業年限が2年以上であること。</p> <p>(2) 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。</p> <p>（趣旨） 本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。</p> <p>なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体（業界別団体、全国又は地域の経済団体等）、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体（資格者団体、養成施設協会等）、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。</p> <p>（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。</p> <p>① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。</p> <p>② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。</p> <p>③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。</p> <p>(3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。</p> <p>（趣旨） 本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。</p> <p>（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。</p> <p>① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。</p> <p>② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。</p> <p>③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。</p>	<p>(1) 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。）及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>（趣旨） 職業に必要な実践的・専門的な知識、技術及び技能を修得するためには、体系的な教育課程を修了する必要があることから、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程（専攻科・別科を含む。）のほか、社会人や企業等からの短期間での学び直しのニーズに対応するため、特別の課程（履修証明プログラム※）を対象とします。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等において設定する専攻・コース・プログラム等の最小単位で申請するものとします。一つの専攻・コース・プログラム等であっても、授業科目や開講時期・時間等の異なるいくつかのカリキュラムに分け、受講生が入学手続き時にカリキュラムを選択することとなっている場合等には、そのカリキュラムごとに申請してください。 ・社会人が自らの能力向上を、若しくは、企業等が職員の能力向上を目的として、参加できる課程を対象とし、特定の企業や団体のみを対象とする課程は認定対象としません。 ・申請する課程が認定制度創設以前から継続しているものであるか、新規のものであるかを問いません。 ・専門職大学院の正規課程については、その制度自体が、職業を担うための能力を培うことを目的とするものであることから、認定対象とはしません。ただし、専門職大学院の履修証明プログラムについては、認定対象とします。 <p>※履修証明プログラム（学校教育法第105条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数120時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。</p> <p>(2) 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。</p> <p>（趣旨） 本要件は、プログラムの対象とする職業の種類や当該プログラムによって身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に設定し、公表することにより、社会人や企業等が求める能力の修得に資するプログラムを選択しやすくすることを求めるものです。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業の種類」とは、例えば、地方公共団体職員や農業者などの職種のほか、人事労務担当者や経理担当者などの業務分野を指します。 ・「身に付けることのできる能力」とは、プログラムの受講によって身に付けられる実務に関する知識、技術、技能（例えば、食品の品質管理に関する知識など）及び知識、技術、技能を身に付ける過程等で得られる能力（例

(4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。

(5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

(6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

(7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
- ② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
- ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。

(8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

例えば、マネジメント能力や論理的思考力など）を指します。

- ・大学等において、プログラムの修了時に、一定の能力を身に付けたことについて、独自の資格や証明書を付与するなど、当該プログラムの修了者が社会的に評価されるための工夫を行うよう努めてください。

(3) 対象とする職業に応じ(2)の、能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

(4) 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。

(趣旨)

本要件は、対象とする職業に関する企業、団体等と連携して行う授業や一方向に行われる講義ではなく双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業などの実践性の高い授業が、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めることを求めるものです。

(内容)

「別に定めるところにより」とは、以下の内容を指します。

- ・「対象とする職業に関する企業、団体等と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業」とは、具体的には、以下を指し、申請する課程全体として、2つ以上を満たしていること。

- ① 企業等と連携して行う授業（企業等とのフィールドワークなど）
- ② 双方向又は多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ、グループディスカッションやケースメソッドなど）を伴う授業
- ③ 実務家教員や実務家による授業
- ④ 実地での体験活動（インターンシップ、海外大学等への留学や現地調査など）を伴う授業

- ・「一定割合以上」とは、5割以上を目安とします。

- ・①から④のいずれかに該当する科目の授業時数又は単位数を合計して5割以上となる必要があります。

- ・「実践的な方法による授業」については、実施している割合や内容がわかるようシラバスに具体的に明記し、公表している必要があります。単に「企業等と連携」と記載するだけでなく、どのように連携して授業を行うかを具体的に記載してください。なお、単位制を採用している場合、「実践的な方法による授業」を行っている科目であるとみなすには、「実践的な方法による授業」が当該科目の全開講回数の半分以上の回数を占めている必要があります。

- ・「総授業時数」とは、プログラムの受講者が受講可能な授業時間数又は単位数の上限を指します（修了に必要な授業時間数を指すものではありません。）。

(留意点)

- ・「企業・団体等」とは、プログラムの対象とする職業に関連する分野の企業、業界団体、国又は地方公共団体等を指します。

- ・「実務家教員」とは、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を指します。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

・「実務家」とは、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者としてします。

(5) 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

(趣旨)

本要件は、受講者の成績評価を行うことにより、受講者の受講意識の向上やプログラムに対する社会的な評価の向上につなげることを求めるものです。

(留意点)

- ・修了要件を明確に設定し、公表する必要があります。
- ・評価を行う際には、出席日数のみによる評価ではなく、プログラムによって「身に付けることのできる能力」を修得できたか否かを論文の審査や試験等によって評価を行う必要があります。

(6) 学校教育法第109条第1項（同法第123条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い、その結果を公表していること。

(7) 教育課程の編成及び(6)の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

(8) 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

(趣旨)

本要件は、開講時間・開講日、開講場所や費用等が社会人の学び直しの障害となっている場合があることから、授業の内容や受講者の利便等を勘案し、社会人が受講しやすい工夫を行うことを求めるものです。

(留意点)

- ・「受講しやすい工夫」とは、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇期間における集中開講、IT活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組みの整備、補講の実施、託児サービスの実施などを指し、授業の内容や受講者の利便等を勘案し、各プログラムに適した方法により、社会人が受講しやすい工夫を行っている必要があります。